**条件付一般競争入札参加資格確認申請書**

令和　　年　　月　　日

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

理事長　　斎藤　保 様

住所

商号又は名称

代表職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

FAX番号

（作成担当職・氏名）

　令和５年６月２３日付で公告のありました委託契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

　なお、下記２に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また添付書類の内容については、事実に相違ないことを誓約します。

記

　１　参加希望事業名

　　　福島イノベーション・コースト構想　国外向け情報発信 海外メディア等招聘ツアー

事業

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

　　　次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ当該入札に参加する者に必要な

資格の確認を受けた者であること。

　（１）　次の各号のいずれにも該当しない者。

ア　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第32条

第1項各号に掲げる者

（２）　次に該当しない者。

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」とい

う。）は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する

と認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に

参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札

代理人として使用する者についても、同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物

件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価

格の成立をし、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　機構が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他

の契約を締結した場合においては、当該機構の職員は、政令の定めるところによ

り、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の

完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の

既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)の規定による監督又は検査の実施

に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を

故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

キ　上記「（１）」により本プロポーザルに参加できないこととされている者を、契

約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した

とき。

（３）　募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機

関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でな

いこと。

（４）　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に

掲げる者でないこと。

ア　役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合には

その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下

同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい

る者。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（６）　福島県税を滞納している者でないこと。

（７) 　消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。